



決議案第五号

恩給、年金制度の改善に関する決議について

右の決議案を別紙のとおり提出する。

昭和四十七年九月二十二日

提出者	三朝町議會議員	古屋	博
登蔵者	同	右	岡本甚六
同	同	右	大橋一男
同	同	右	能見博信
同	同	右	政門正
同	同	右	中原真純

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議會議長牧田禎

恩給・年金制度の改善に関する決議 ~~案~~

わが国の今日における経済の高度成長は、反面において、物価の大巾騰貴とともに貨幣価値の著しき下落を招来する結果となり、このため他に収入のない恩給・年金受給者は相次ぐ生活費の急増に追いつけず、その生活は常に危機、脅威にさらされている状況にある。

そもそも、公的年金制度の目的は、離職又は老令となつたこと等による本人又は遺族の経済的損失に対して所得を保障し、適當なる生活の維持を図ることを目的としたものであるにかかわらず、今日の社会的、経済的諸事情の著しき変動はこれらの目的を逸脱せしめることとなり、恩給・年金が何らの魅力なきものとなつて国民生活の将来に対し大きく不安を与えていることはまことに憂慮に堪えない。

わが国が福祉国家を標榜し、人間の尊重を第一義的とするならば、その一環として、先ず恩給・年金受給者の生活を終生保障する施策を行なうべきであり、このため勇断をもつて、下記事項のすみやかなる実現を期するよう求めるものである。

記

- 1 恩給・年金の額については、国民の生活水準、公務員の給与、物価その他の諸事情に変動が生じた場合は、これらの変動を基準として、自動的に完全スライドするよう法制化すること。
- 2 恩給・年金の最低保障額を大巾に引き上げること。
- 3 遺族に対する給付は、これを半額とせず、少なくとも3分の2以上とするほか、子（学生を含む。）の保有数に応ずる加給を行なうこと。
- 4 老令者に対しては、加給その他の厚遇措置を行なうこと。
- 5 公的年金受給者に対する老令福祉年金の併給の制限を撤廃すること。
- 6 恩給・年金に対し、税の減免措置を講ずること。

以上決議する。

昭和47年 9月22日

鳥取県東伯郡三朝町議会

理 由 書

／ 「恩給・年金の額については、国民の生活水準、公務員の給与、物価その他の諸事情に変動が生じた場合は、これらの変動を基準として、自動的に完全スライドするよう法制化すること。」

(説明)

恩給法2条の2、国家公務員共済組合法第1条の2及び地方公務員等共済組合法第74条の2の規定をはじめとして、各種の公的年金制度においては、年金である給付の額について、国民の生活水準、公務員の給与、物価その他の諸事情に変動が生じた場合には、年金のもつ実質的価値を保全するために、年金の額を改定しようとするいわゆるスライド制に関する規定が定められているところである。

しかしながら、この規定は、目下のところ単に精神的、訓示的規定にとどまつており、制定後6年を経た今日、いまだその具体化をみないことはまことに遺憾に堪えぬ。

い。

今日の高度経済成長による国民の生活水準の上昇や、諸物価の高騰による生活費の急増に伴い、公務員給与並びに一般民間賃金は年々の改定によりそのつど引き上げられているのに、一方恩給・共済年金の改定は、国家予算の制約あるいは改定内容の不備等によつてはるかにとりに残され、恩給・年金受給者の生活は毎日脅威にさらされている現状である。

因に、諸外国の例をみても、一例として、イギリスでは消費者物価指数の変動に見合ふように個別の恩給の増額法によつて増額改定し、アメリカでは連続3ヶ月以上3%の物価指数の上昇をみた場合はそれに応じて年金額を改定し、西ドイツでは連邦官吏法の規定により官吏の給与の改定に伴い恩給も改定しており、また、フランスにおいても官吏の給与の改定に応じて自動的に恩給を改定することとしている。

かかる諸外国の例をまつまでもなく、年金制度の目的が、離職者あるいは老令者の生活の安定をはかることにある限り、年金のスライド制の制度化は当然であつて、

このことは、また、同時に現在職者の離職後の生活の不安をなくすためにも、すみやかに実施すべきものと考えられるものである。

- 2 「恩給・年金の最低保障額を大巾に引き上げること。」
- 3 「遺族に対する給付は、これを半額とせず、少なくとも3分の2以上とするほか、子（学生を含む。）の保有数に応ずる加給を行なうこと。」
- 4 「老令者に対しては、加給その他の厚遇措置を行なうこと。」
- 5 「公的年金受給者に対する老令福祉年金の併給の制限を撤廃すること。」
- 6 「恩給・年金に対し、税の減免措置を講ずること。」

（以上一括説明）

恩給・年金の受給者は老令者なるがために働らく能力が衰え、かつ、罹病率も高く、従つて医療費の負担も増加している。

そのうえ、わが国においても、今日核家族化の進行などに伴う私的扶養の衰退の傾向がますます顕著となつてきた折から、きわめて少額の恩給・年金をもつて、

物価高にあえぎ生活の脅威にさらされながら老後の生活の資に充てざるを得ない現状にある。

なお、まことに備かの恩給・年金であつても、公的年金の受給者なるがために国民年金法による老令福祉年金の支給もない。

この改善のためには、恩給・年金の額についてスライド制を確立するとともに、この最低保障額を大巾に引き上げ、また、遺族年金についてはこの額を故人の半額とせず、少なくとも3分の2以上とするほか、子（学生を含む。）の保有数に依る加給を行なうこととし、さらに、老令受給者に対しても加給その他の厚遇措置を講ずることとし、そのほか現行の老令福祉年金の併給の制限を撤廃し、また、税の減免措置をすみやかに実施する必要があるものと考えらるものである。